

告 示

埼玉県告示第四百三十号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示

十八年埼玉県告示第八百三号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「年二・八パーセント」を「年二・七パーセント」に改める。

様式第六号中「第2.8.1条」を「第2.7.1条」に改める。

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。